

5. 地域資源活用の推進方策と推進体制

5.1 地域資源活用の推進方策

地域資源活用を推進するには、以下の方策を実施する必要がある。

- ① 地域資源間・周辺市町村との連携
- ② 地域資源活用に係る積極的情報発信
- ③ 地域資源活用に係る助成制度の活用
- ④ 地域協働による取り組みの推進

(1) 地域資源間・周辺市町村との連携

1) 地域資源間の連携

- 宜野座村には、様々な地域資源が存在するがそれぞれ情報発信がほとんどされていないこと、単独で活用されていること等から、来村者が宜野座村に滞在する時間が非常に短くなっていると考えられる。
- 各地域資源間の連携を図ることで、来村者の1人当たりの消費額の増加、滞在日数(宿泊)の増加等が促進され、経済波及効果も得られると考えられる。
- SWOT分析で「強み」として挙げられた地域資源を他の地域資源と連携して活用することにより、それぞれの地域資源のもつ強みを活かした相乗効果の発揮を図る。

【地域資源間の連携例】

自然資源 + 民泊

- ・ 民泊メニューの一つとして、宜野座の知られざる自然・遺跡を、民泊受け入れ農家自らがインストラクターとして案内することで、面識のないガイドから受ける説明よりも、より興味をもって聞く、見る、感じる効果が得られる。
- ・ 宜野座村の思い出を、民泊受け入れ農家の顔を通じて、より深く印象付けることができる。

阪神タイガース + ぎのぎの食

- ・ 旅行会社とタイアップし、「阪神タイガース春季キャンプ応援ツアー+有機の里の食材を使った健康弁当(応援中の昼食)」等のパックツアーを企画する。
- ・ 安価な宿泊施設として、民泊体験をオプションにするなど、宜野座村独自のツアーを提供する。

阪神タイガース + シーサー

- ・ 宜野座村出身者である沖縄県工芸士宮城秀雄氏の作り出すシーサーを村のシンボルの一つとして、シーサーと阪神タイガースを共に活かした取り組みを展開する。

阪神タイガース + タラソセラピー

- ・ 春季キャンプ時の選手の休養施設として利用されているかなタラソ沖縄を継続して活用すると共に、かなタラソ沖縄の西側用地への宿泊施設誘致を促進し、選手が宜野座村に滞在する受入れ体制を構築する。
- ・ 施設の一部では、阪神タイガース選手の野球道具の展示、グッズ販売とともに、シーサー+阪神タイガースグッズを開発・販売する。

宜野座村の優良農地 + 修学旅行生

- ・ 民泊受け入れ農家の増加により、修学旅行生の民泊利用も見られるようになり、宜野座村に滞在する機会が増えている。
- ・ 宜野座村の優良農地で育てた熱帯果樹のもぎとり体験など、沖縄ならではの体験を修学旅行生に提供する。

かな湖 + スポーツ合宿

- ・ かな湖は、九州高校総体の会場として利用されたことで、波の少ない優良な練習場としてスポーツ合宿の利用者が増加している。
- ・ かな湖湖周辺整備の推進により、テニス、フットサルなど、カヌー以外のスポーツ合宿の誘致に努める。
- ・ スポーツ合宿利用者には、練習後にぎのぎの美味しい水を無料配布するなど、「スポーツの村」、「美味しい水の村」のイメージを形成する。

ウォーキング + 朝日

- ・ シニア向けの観光プランとして、朝日を浴びる早朝ウォーキング、サガリバナを楽しむ早朝ウォーキングを企画する。
- ・ 朝食時間に漁村漁民活性化施設や未来ぎのぎを通過するコースを設定し、宜野座産農産物、魚介類も提供する。
- ・ 早朝ウォーキング前日の宿泊を宜野座村へ誘致するため、実施主体と宿泊施設や飲食店等との連携(来村者に関する情報共有等)の体制を構築する。

2) 周辺市町村との連携

〔テーマ性の同じ地域資源等の連携による相乗的な魅力づくり〕

- 地域団体間のネットワークづくりにより、情報交換、人事交流や合同企画、地域資源間のネットワーク化を促進し、スタンプラリーやウォーキングラリーなど、各市町村の関係者が相乗効果を得られるような取り組みを検討する。
- 将来的には、恩納村との連絡道路の整備を検討するなど、ハード面、ソフト面でのネットワークの構築を図る。

表5.1-1 隣接市町村の地域団体等

	金武町	恩納村	名護市
関係部署等	・企画課 等	・商工観光課 等	・産業振興課 等
商工会	・金武町商工会	・恩納村商工会	・名護市商工会
観光関連NPO	・NPO法人金武町観光ネットワーク 等	・NPOふれあいネットワークONNA 等	・NPO法人HICO 等
その他活動団体	・金武湾開発推進連絡協議会 等	・恩納村観光協会 等	・名護市観光協会 等
道路	・沖縄自動車道（金武IC） ・国道329号	・－	・沖縄自動車道（許田IC） ・国道329号

〔各地域資源が有効的・効果的に活用される仕組みづくり〕

- 地域資源を有効的・効果的に活用するためには、常に地域の把握を行い、どのように活用するか目標を設定し、目標達成に向けた取り組み意識を関係者が持ち続けることが重要である。
- このため、地域のリーダーや参加メンバーを確保することが重要であるが、現在宜野座村では、「宜野座村観光推進協議会」が中心となり、さまざまな情報を発信し始めている。
- 現在の「宜野座村観光推進協議会」の活動を広げていき、さまざまな活動への波及を促進することが効率的な推進方策であると考えられる。このことから、この取り組みを支える幅広い人材（実際に活動に携わる人材、会費等で支える人材、助言・指導できる人材等）の育成や参画を促すとともに、各分野で強みをもつ活動団体や行政との連携を行える組織体制の整備を図る。

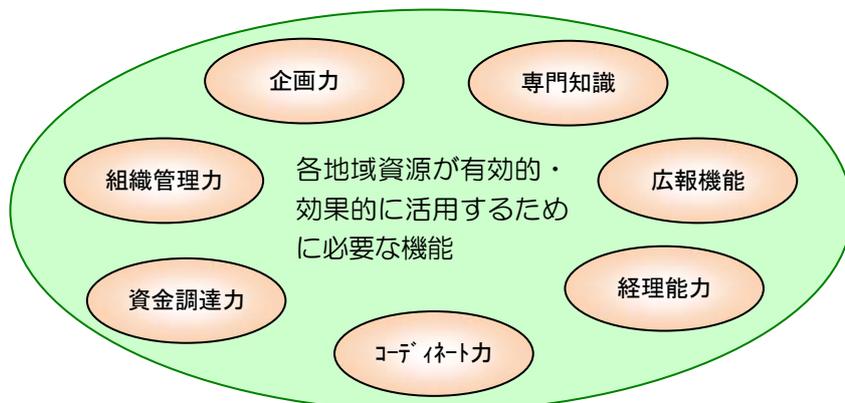


図 5.1-1 各地域資源が有効的・効果的に活用するために必要な機能

〔スタンプラリー〕

- 「おきなわしま食ネット」では、県内の17ヶ所の直売所を紹介しており、このうち12ヶ所を拠点としてスタンプラリーを行っている。
- 12ヶ所のうち6ヶ所のスタンプを集めることで、各直売所の特産品が当選する仕組みになっている。
- 各直売所に立ち寄る仕組みを作ることで、相乗効果が得られるような取り組みとなっている。

★スタンプラリーポイントマップ！12ヶ所の直売所が参加中！



〔ウォーキングフェスタ〕

- 金武湾開発推進連絡協議会では、環金武湾振興QOLプロジェクトの一環として、「歩く文化」を醸成し、地域を再考するとともに観光資源の有効活用と健康長寿を育み、人々のQOL（QUALITY OF LIFE=生活の質・生命の質・人生の質）の向上を目的として、宜野座村、金武町、うるま市の広域でウォーキングフェスタを開催している。
- テーマを「健康・長寿・美をキーワードに、より広い視点で街・人・自然を見つめよう」とし、2012年は下記の日程で開催を予定している。

日程	金武湾北部ルート	受付	出発式	スタート	ゴール
3/10(1日目)	水が育む金武町コース(20km)	7:00	8:30	9:00	13:00~15:00
3/11(2日目)	宜野座村漢那ダムコース(35km)	7:00	8:00	8:30	13:00~15:00

日程	海中道路ルート	受付	出発式	スタート	ゴール
3/10	琉球の神々が住む島巡りコース(20km)	7:00	10:00	10:30	13:00~15:00
	琉球の神々が住む島巡りコース(15km)	7:00	10:00	11:00	13:00~15:00
	琉球の神々が住む島巡りコース(10km)	7:00	10:00	12:00	13:00~15:00

日程	金武湾南部ルート	受付	出発式	スタート	ゴール
3/11	うるまのグスクめぐりハーフコース(20km)	8:00	9:30	10:00	13:00~15:00
	石川一周コース(10km)	9:00	10:30	11:00	13:00~15:00
	石川戦後政治の道コース(5km)	10:00	11:30	12:00	13:00~15:00

出典：第4回環金武湾ウォーキングフェスタ大会募集要項

(2) 地域資源活用に係る積極的情報発信

■ 村民への広報等による情報提供

- ・ 地域資源の活用の推進を図るためには、村民の理解を得ることが重要である。このため、地域資源に関して、まずは村民に知ってもらい、また利用者の受け入れへの協力を得るため、広報及びホームページ等により、情報提供を行う。

■ 小中高校生に対する郷土への誇りと愛着を育む学習

- ・ 継続的に地域資源の活用を図るためには、小中高校生の頃から、郷土への誇りと愛着を育むことが重要である。このため、学校教育や社会教育等において、地域や地域資源の保全・活用に対する意識の醸成を図る。

■ 各種情報発信方法（ツール）による村内外への情報発信

- ・ 本村では、平成23年度に村の魅力をもつPRする村紹介ビデオ、パンフレット、ポスター等を作成しており、これらのツールの他、ウェブサイト（村・宜野座村観光推進協議会のホームページ等）、携帯サイト、案内板などの各種情報発信ツールを活用し、村内外及び海外へ地域資源に関する情報発信を行い「宜野座村」の知名度向上を図る。
- ・ 村内の地域資源に関する案内所については、主要な地域資源（施設）に併設し、村民によるもてなしの心がある案内を行うとともに、地域資源間の連携を図る。
- ・ 地域資源の中で観光的要素の高い資源については、旅行会社や観光雑誌等の情報誌へのPR戦略を検討し、交流人口の増大に努める。

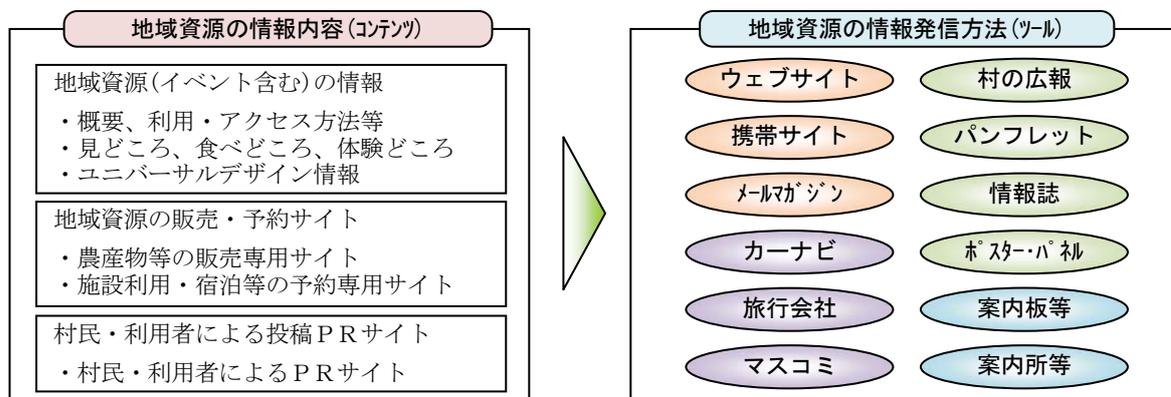


図 5.1-2 地域資源の情報内容・情報発信方法

表5.1-2 広報の例

広報先	内容
チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会、関係団体への配布 ・ 空港、レンタカー会社等への配布依頼
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会、関連団体への貼り出し ・ 空港、レンタカー会社等への貼り出し依頼
PRビデオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内施設、空港、レンタカー会社、CM等での放映依頼
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催、実行委員会や関連団体ホームページ ・ イベント関連団体プレスリリース等
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、事前取材、事後パブリシティー等の依頼
新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、事前取材、事後パブリシティー等の依頼
ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、事前取材、事後パブリシティー等の依頼
旅行代理店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行代理店のチラシ内への掲載依頼 ・ 広告代理店のチラシの配布（レストラン、空港、レンタカー会社、ホテル等）
広報誌・ミニコミ誌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載依頼 ・ 広報誌・ミニコミ誌の無料配布（レストラン、空港、レンタカー会社、ホテル、公共施設等）

参考：平成22年スポーツ・ツーリズム推進事業はだし観光アイランドプロジェクト ビーチライフin沖縄2011

(3) 地域資源活用に係る助成制度の活用

■地域資源活用の推進においては、地域資源に係る下記の助成制度について、民間企業等への紹介を行うとともに、既存の各種整備に係る補助事業等の活用を検討する。

1) 地域資源活用支援事業（経済産業省）

- 「中小企業地域資源活用促進法（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律）」に基づく支援である。
- 「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想 平成20年7月 沖縄県」では、地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針を定め、産業資源を活用した事業を促進する意義があると考えられる資源（農林水産物、鉱工業品及び鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源）を定めている。

表5.1-3 地域資源活用支援事業等

事業名	事業概要	補助率
地域資源活用売れる商品づくり支援事業	地域の優れた資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業者に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発（試作、研究開発、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費の一部を補助	補助対象経費の2/3以内 上限3,000万円
地域資源活用販路開拓等支援事業	地域の優れた資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源）を活用した商品・サービスの開発や販路開拓に取り組む組合等に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、商品・役務の開発（試作、研究開発、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会等への出展等の顧客獲得に係る事業に要する経費の一部を補助	補助対象経費の1/2以内 上限1,000万円
新技術・地域資源開発人材活用支援事業	地域の中小企業等が行う、地域の振興につながる新技術・地域資源開発などの取組み（伝統産業や地域資源を活用した事業）に対して、「財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）」が専門家をアドバイザーとして派遣 共同事業：地域振興のために地方公共団体と民間事業者等とともに事業化を構想・企画している事業 民間単独事業：民間事業者の新技術・新製品の開発、新商品・新サービスの開発及び新市場開拓等の事業で、地方公共団体がアドバイザーの派遣を適当と認める事業	経費（謝金・旅費）：無料 1件につき派遣は5人・回 (1回当たり1～2日間)

注：中小企業地域資源活用促進法では、地域資源を地域産業資源としている。定義の要約は①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品、②特産物となる鉱工業品の生産にかかわる技術、③地域の観光資源として相当程度認識されているもの、としている。

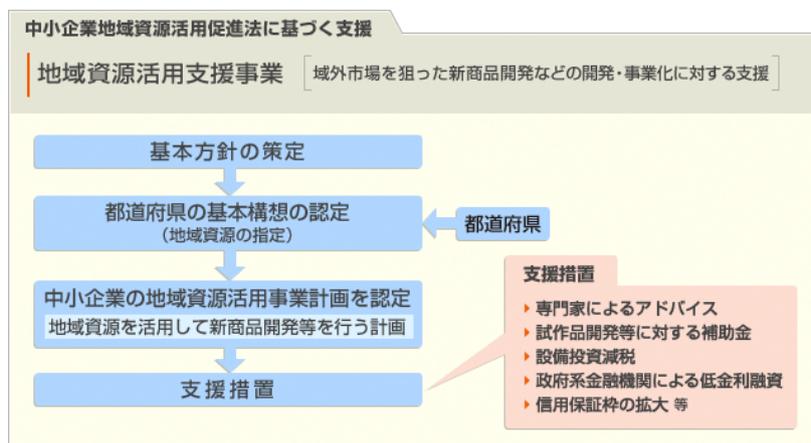


図 5.1-3 中小企業地域資源活用促進法に基づく支援の流れ

2) 6次産業化法に基づく支援

- 「6次産業化法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）」に基づく支援である。
- 6次産業化法は、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地・水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化（農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」）に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（「地産地消等」）を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目指している。

表5.1-4 6次産業化法に基づく支援

計画名	計画概要	支援内容
総合化事業計画 (農林水産大臣 が認定)	農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者（促進事業者）も支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大 ・農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大 ・償還期限・据置期間の延長（償還期限：10年→12年、据置期間：3年→5年） ・直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化 ・食品加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加
研究開発・成果利用事業計画 (農林水産大臣及び事業所管大臣 が認定)	民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新品種の品種登録に要する出願料等を1/4に減免 ・食品の加工・販売に関する研究開発・成果利用に必要な資金を債務保証の対象に追加 ・研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化

(4) 地域協働による取り組み

1) 商品券の活用(水と緑と太陽の里商品券)

- 宜野座村商工会では、村内の消費拡大及び地域経済の活性化を目的として、平成23年度に「水と緑と太陽の里商品券」を発行した。
- 商品券は村内での利用に限られ、確実に経済効果が得られることから、商工会会員事業所[※]及び宜野座村との連携のもと、取り組みを推進する。
- 商品券の利用先が、一部の商工会会員事業所に集中しているため、幅広い事業所で利用可能な仕組みづくりを検討する。また、未来ぎのぞやかんなタラソ沖縄などは村外からの利用も見込めることから、商品券を村外にも発行し、地産地消とあわせて他産地消の推進を図る。
[※]平成23年度の会員数は、村内の約270事業所のうち144事業所が会員で組織率は64%であり、小規模事業者が主である。

〔商品券の利用先拡大の方策〕

- 商品券の発券にあたって、事業者自らが積極的に誘客を行うよう、商品券の取り扱い方法に加えて誘客に関する勉強会を開催する。
- 商品券を受け取った事業者を対象とした抽選会を企画し、参加事業者へのメリットを付与する。多くの商品券を集めることにメリットを付与し、参加事業者による積極的な情報発信、PR等の取り組みを促進する。

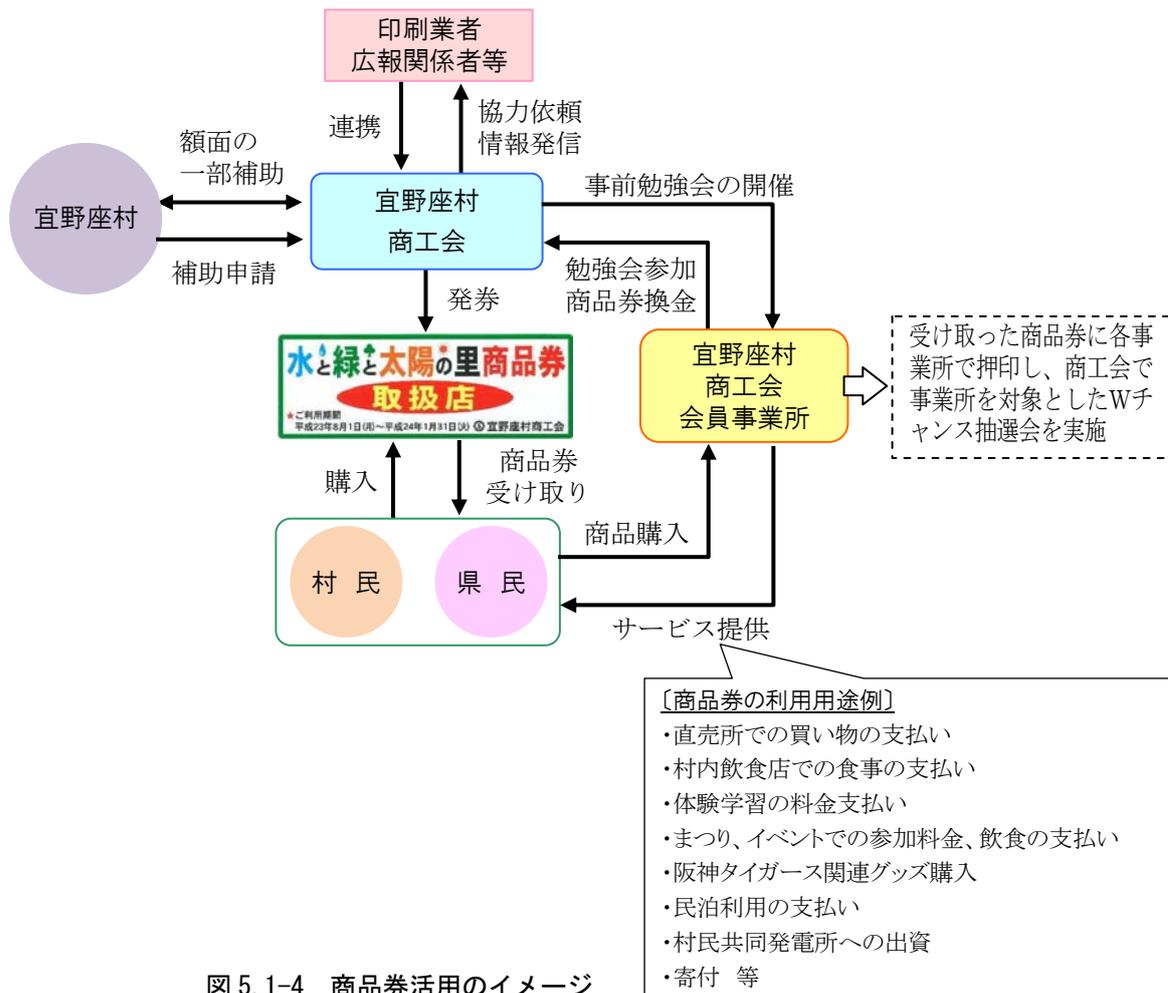


図 5.1-4 商品券活用のイメージ

2) 村民共同発電

- 現在、全国各地で太陽光発電や小水力発電などの「市民共同発電所」の設置に向けた取り組みが行われている。これは、地域住民や事業者の寄付や出資によって、太陽光発電設備等を公共施設や商業施設などに設置し、クリーンなエネルギーを利用することにより地域住民が地球温暖化防止の取り組みに参加できる仕組みである。
- 宜野座村観光推進協議会や商工会と連携し、実施主体、資金集めの方法等を検討し、宜野座村民共同発電所の導入を検討する。

〔実施主体〕

- ・ 株式会社の設立、NPO法人の設立、既存団体(宜野座村観光推進協議会、商工会、行政各区等)が連携した出資組合の設立等が考えられる。

〔資金集めの方法〕

- ・ 寄付型：ファンド（基金）を設立し、希望者から毎月の電気料金に数%上乗せした料金を電力会社に代わって徴収し差額分を寄付してもらう方法や単純に寄付を募る方法
- ・ 出資型：村民や事業者から出資を募り売電収益で返還する方法（一口5～50万円の事例が多い）
- ・ 補助金：国や地方自治体からの補助金、助成金、交付金の確保
- ・ 併用型：寄付、出資、補助金、助成金を併用する方法

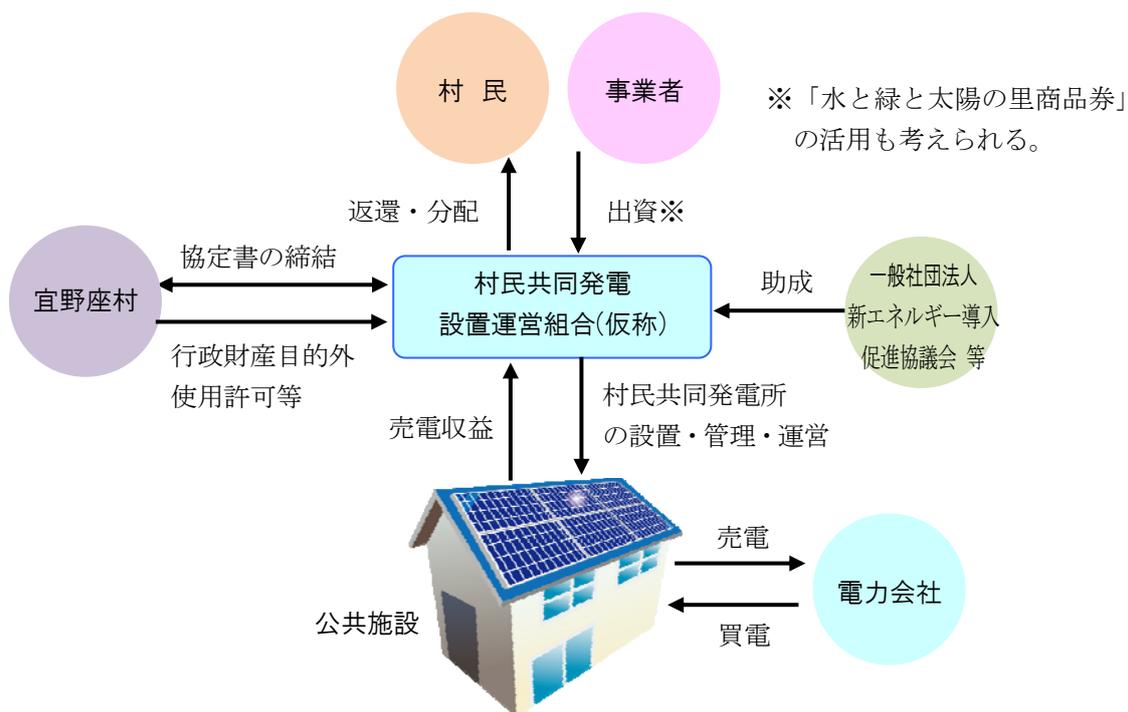
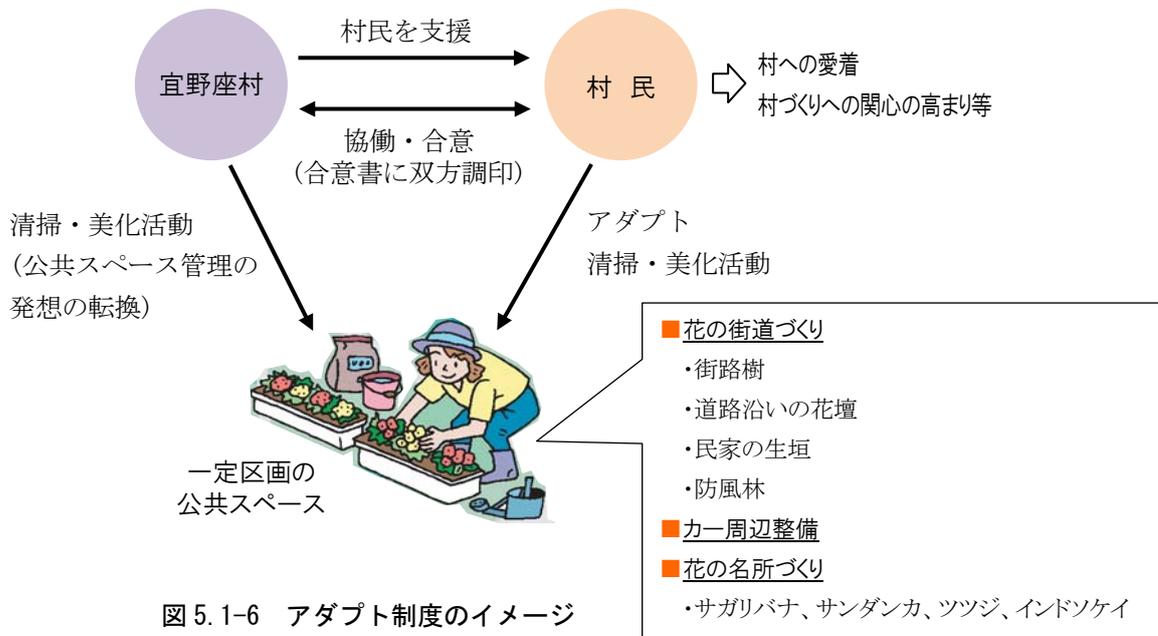


図 5.1-5 村民共同発電のイメージ

3) アダプト制度

- 「アダプト（里親）制度」とは、地域住民や事業者が、地元の道路や河川、緑地、公園のような公共物を、自分たちの養子とみなし、一定期間、定期的に清掃活動を行う、ボランティア制度である。
- この活動は、子どもからお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけとなる。また、ごみ処理やごみ袋の提供、維持管理資材の貸出等については行政が役割分担するため、ボランティアを行う地域住民と行政が互いに連携し助け合いながら、地域環境の向上が図れる「協働」の取り組みである。
- 活動を開始するには、参加申込書の提出、活動計画等についての行政との協議、村民と行政との役割を定めた簡単な合意書の取り交わしなどを行う。
- 本村では、身近な地域環境の整備として、「街路樹」、「道路沿いの花壇」、「民家の生垣」、「防風林」等を利用した花の街道づくり、カー周辺の整備、サガリバナによる花の名所づくりなどで、アダプト制度の活用を検討する。
- 取り組みを継続することで、村の美化への関心の高まり、村への愛着、村づくりへの関心の高まり、ボランティア活動全般への関心の高まり等の効果が期待される。



〔合意書の記載内容例〕

- ①活動する公共区域
- ②里親の役割
 - ・活動区域内の清掃活動、維持管理
 - ・情報提供(収集が困難な大量のごみや不法投棄の情報等)
 - ・その他、環境美化に必要な活動
- ③村の役割
 - ・ボランティア用ごみ袋の配布
 - ・村が加入するボランティア活動保険の適用
 - ・アダプトサインボードの設置
 - ・その他アダプト活動に必要な事項
- ④毎年の活動報告書の提出



サインボード例

5.2 地域資源活用の推進体制

(1) 地域資源活用の体制づくり

- 全村的な地域資源の活用に向けて、村全体の「活用の体制」及び利用者である「村民・観光客等の受け入れ体制」を構築することが重要である。
- 「宜野座村観光推進協議会」を中心として関係機関との連携を図るとともに、広報、支援、企画、事業推進などの各活動に当たる組織体制の整備を図る必要がある。また、これらの組織に対する行政による各種支援が重要である。

【宜野座村観光推進協議会 地域資源活用組織図（案）】

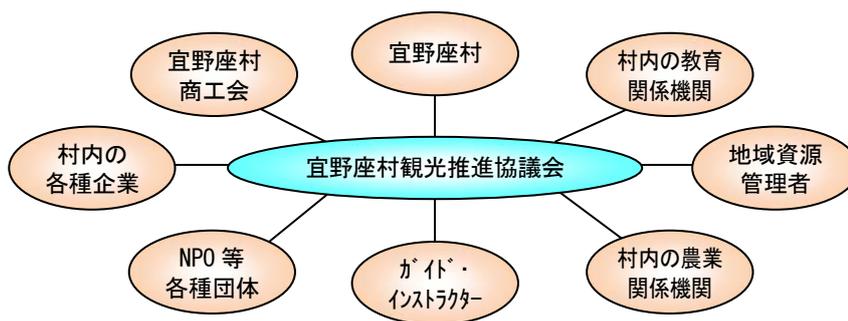
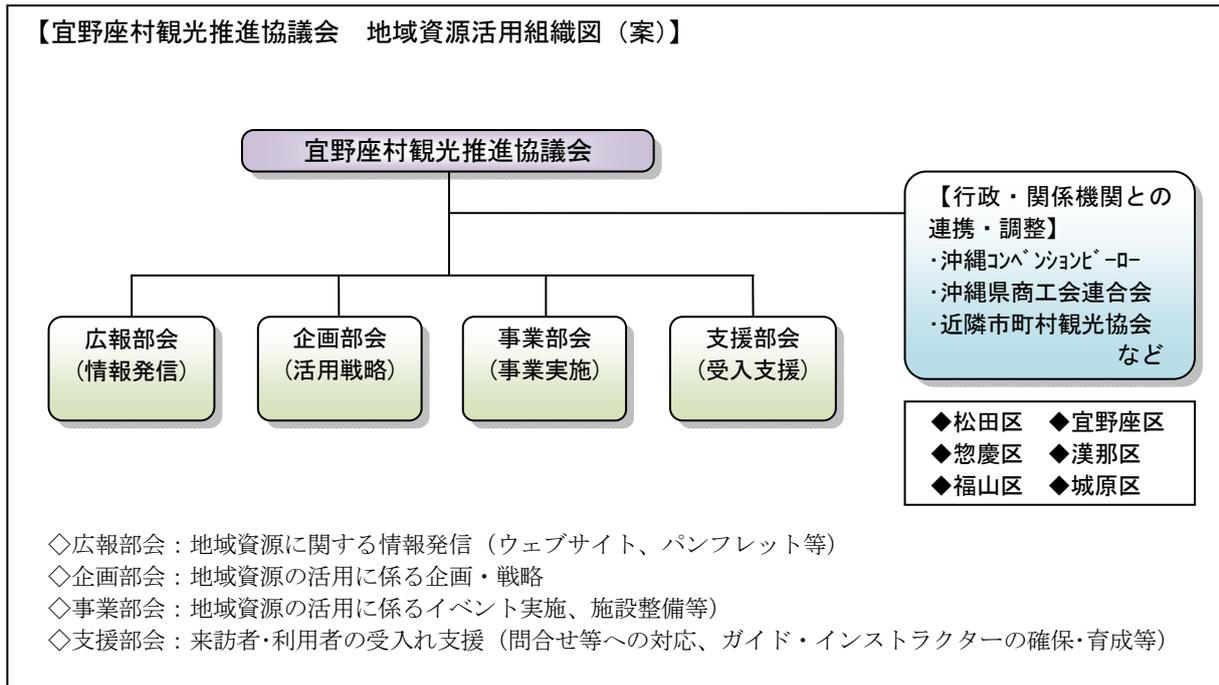


図5.2-1 宜野座村観光推進協議会の体制図

(2) 「ぎのぎの食」に関する体制づくり

■本村において、魅力的な食の提供により活性化を実現するためには、生産・加工・流通・提供等に携わる各種主体の参加・連携が不可欠である。食と観光の連携には、どのような主体が関係しているかを把握した後に、各主体が参加する状況を整え、役割分担を明確にする。

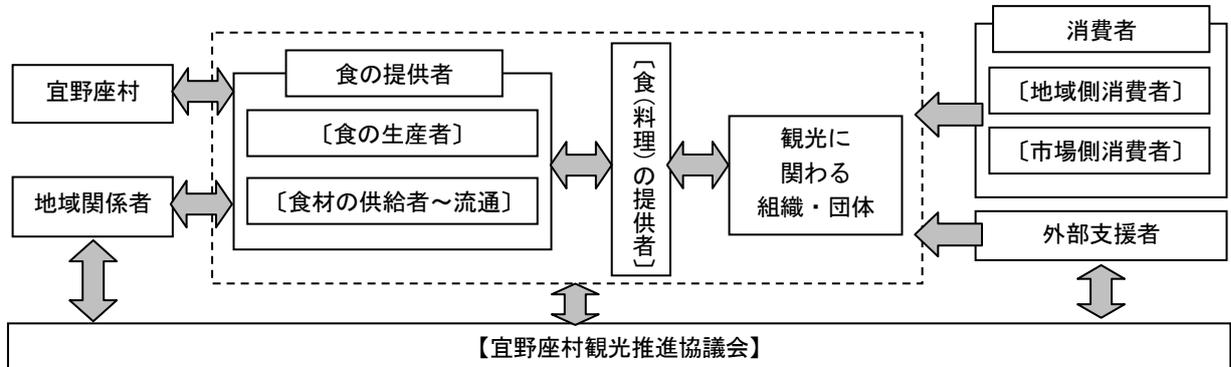


図 5.2-2 食に関する体制図

表5.2-1 食に関する主体と主な役割

主体	主な役割
食の提供者 〔食材の生産者〕 個人事業者（農家・漁家など） 生産者団体（組合、有志グループ等） 食材加工事業者、地域の主婦たちの食材加工グループ等 〔食材の供給者～流通〕 J A・漁協、産直組合、卸売市場等 〔食（料理等）の提供者〕 宿泊施設、飲食店、観光施設等（経営者、料理人） 土産品店、食品店、観光施設等食品販売施設事業者の関係団体 産直施設等の運営組織等	・安全な食材の生産 ・食材の信頼性の訴求 ・消費者との交流・体験の受け入れ ・GINOZAファンづくり ・消費者への信頼性の訴求 ・食供給情報の食提供者への提供 ・地場食材の域内流通・消費の誘導・支援 ・生産者と提供者の結びつけ ・消費者との交流機会づくり ・地域の食の魅力（食材や料理）の理解と地場食材活用への努力 ・食生産者との交流・意見交換 ・食生産者への料理や食材活用情報の提供
観光関係者 事業者の関係団体	・食提供する観光事業者への地場食材活用の意識啓発、食生産者との交流機会（ネットワークづくり） ・食生産者への観光客ニーズ等の情報提供 ・計画的な地場食材の活用、買い取り、地場食材活用施設の推奨等の仕組みづくり ・観光面からの食のPRや誘客への活用（食の生産者と連携した名物料理開発や食文化イベントの開催等）
宜野座村 観光行政課 農林水産関連課 その他関連課（むらづくり、教育等）	・庁内における農と観光の連携体制づくり ・食と観光に関わる各種団体の取り組みへの参加・連携の誘導（協議の場づくり）・連絡調整 ・インフラ整備や各種取り組みに対する財政的支援（施設や環境整備、イベント活用費等）
地域関係者 地区組織（自治会等） 住民活動団体（むらづくりや料理研究などに関わるNPO、住民活動グループ等） 商工関係団体、青年会、婦人会等 その他関連産業団体・事業者	・住民レベルでむらづくりと連携した伝統的食文化の保存・伝承や新たな食文化の創出 ・行政等と連携した食育への取り組み
消費者 〔地域側消費者〕 地域の消費者グループ、生協会員等 〔市場側消費者〕 観光客（旅行者） 消費者組織・グループ	・地域食材の安全性に対するチェック ・地場食材の消費や食育への意識啓発・運動 ・地域の食（食材や料理）に関する評価・改善点などの指摘 ・口コミによる情報発信
外部支援者 食の専門家（料理研究家、フードコーディネーター、フードジャーナリスト等）やブランドづくり・観光等の専門家 マスコミ等	・地域の食（食材や料理）に関する評価・市場の声の紹介 ・専門家による食と観光の連携の仕組みづくりの指導 ・マスコミによる地域の食の魅力紹介
〔宜野座村観光推進協議会〕	・関係団体との連携、情報発信

(3) ガイド・インストラクター等の人材育成

- 歴史・自然資源の活用においては、地域の歴史遺産の重要性・興味深さを伝える歴史ガイド、地域の文化や暮らしなどを伝えるカルチャー体験ガイド、村の自然観察の解説や自然体験の指導を行う自然観察インストラクター・自然体験インストラクターなど、人材の確保・育成が重要である。
- ガイド・インストラクターは、宜野座村観光推進協議会が主体となり、地域の歴史遺産の重要性・興味深さを伝えていきたい村民や、観光ガイドとしての活動を希望する村民を募集するとともに、研修会の開催等により育成する。
- 地域のことを大人が学び、子供や他の地域の人に伝えるきっかけづくりとして、地域資源に精通し説明できる人を養成し、ウォーキング大会等での案内ボランティアとしての参加を検討する。

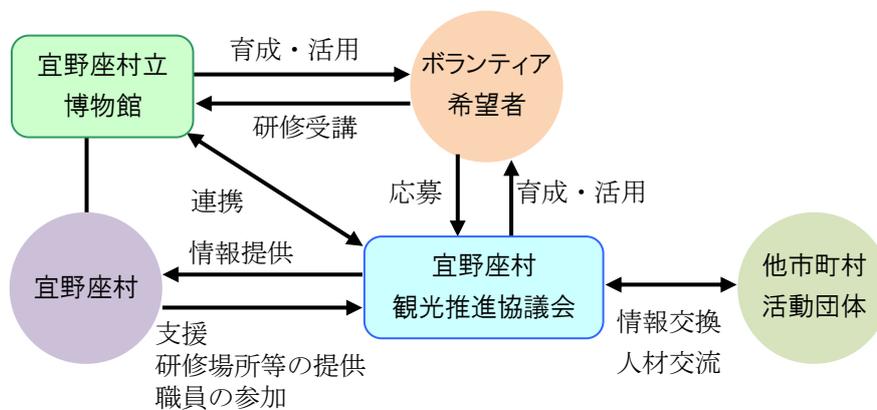


図 5. 2-3 人材育成に関する体制図



カルチャー体験のガイド



ウォーキング案内ボランティア養成